

学校給食Q & A

Q1. 給食の献立は事前にわかりますか？

A 献立は事前にホームページや「予定献立表」を通じてお知らせします。ただし、警報等で急に給食が中止になったときは、翌日からの献立を変更する場合があります。

Q2. 学校給食で家から持参しなければいけないものはありますか？

A お箸、スプーン、フォークは自分自身に合った使いやすい物を使用していただくため、各自で持参していただきます。給食当番のエプロン、帽子等は小学校では、学校が用意します。中学校では、各自で持参します。
マスクについては、小中学校とも個人で持参していただくことになります。

Q3. 土・日・祝日などにある行事の日に給食はありますか？

A 土・日・祝日については、給食はありません。
学校行事などで、昼食が必要な場合は、ご家庭からのお弁当をお持ちください。
また、運動会・遠足などの屋外行事の予備日も、給食はありませんのでお弁当を準備してください。

Q4. 新入生（小学1年生）はいつから給食になるのですか。

A 学校生活に慣れるまで（5日間～10日間程度）の間は、午前中の授業になりますので、その間の学校給食はありません。
詳細は学校スケジュールにより異なりますので、各学校にお問合せください。
また、食物アレルギー等で特別な対応が必要な場合は、対応方法が決定するまで学校給食は提供できませんので、その間はお弁当をお持ちください。

Q5. 給食がない日の「学童保育」はどうなりますか。

A 学校給食がない日でも「学童保育」は受けられますが、昼食については、家庭からお弁当などを持参していただく必要があります。

Q6. どうしても学校給食を食べないといけないの（弁当の持参はできないの）？

A 学校給食は食育の場であり、教育の一環と考えていますので、原則として、すべての児童生徒に食べていただきたいと考えています。
食物アレルギーなど特別な事情がある場合には、学校にご相談いただき、学校給食で対応できない場合は、弁当の持参になります。

Q7. 主食には、どのようなものがありますか？

A 上郡町では原則として米飯給食（ごはん）としています。お米は地産地消の取り組みとして、上郡町内産を使用します。
なお、献立によってはお米以外が主食となる日（パン、麺類など）もあります。

Q8. ご飯は温かいのですか？

- A 給食は保温性、保冷性のある食缶で運ばれます。
ご飯やお汁や主菜は温かい状態、和え物などは冷たい状態を保ち、学校に届きます。

Q9. 給食にでる野菜はすべて加熱してあると聞きましたが、本当ですか？

- A 本当です。0-157の食中毒事件以来、一部の食材（果物類）を除き、加熱調理（75℃以上1分間以上加熱、二枚貝などは85℃以上90秒以上加熱）することとなっています。

Q10. 給食の食材料は、どのようにして選んでいますか？

- A 給食センターで安全性、価格、規格、鮮度、産地などを検討して使用します。
また、加工食品については、不必要な添加物（保存料、着色料など）を使用していないものを使用します。

Q11. 給食の安全・安心はどのように管理されるのですか？

- A 給食センターの衛生管理は、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき実施しています。
調理等委託事業者には、調理の仕方、食材の品質管理、手の洗い方のほか、細部にわたり指示、確認しています。
また、定期的に保健所等による外部機関の点検・検査も実施されます。

Q12. 学校給食にも栄養基準量が決められていますか。

- A 学校給食では、一日に必要な栄養量の約1/3程度をとるようにしていますが、家庭の食事で不足しがちな、カルシウム・ビタミン類については、一日の必要量の約1/2程度を基準にしています。この基準量をもとに、いろいろな食品を組み合わせで献立を立てています。

Q13. 給食費はいくらですか。

- A 8月を除く毎月の学校給食費（月額）は、小学校：4,200円、中学校：4,500円です。
これは年間の給食日数が、小学校184日、中学校165日とした場合の月額です。
学校（学年）の給食日数に増減が生じる場合には、2月分と3月分の給食費で精算します。（日額：小学校 250円、中学校 300円）

Q14. 給食費はどのように集めるのですか？

- A 指定の金融機関から口座振替で支払っていただきます。

Q15. 給食費が口座振替できなかった場合は、どうすればいいですか。

- A 口座振替できなかった場合は、学校を通じて、保護者の方へ「納入通知書」をお渡ししますので、納入通知書に給食費を添えて、町内金融機関、役場会計課又は給食センターで入金してください。

Q16. 給食費を滞納するとどうなりますか？

A 納期限までに納入がない場合は、督促を行います。さらに、長期にわたり給食費を滞納されると、最終的には裁判所に訴える等の法的措置をとることになります。

経済的な事情で学校給食費の納付が困難な場合は、就学援助や生活保護の制度がありますので、早めにご相談ください。

Q17. 学校が休みになった場合、給食はどうなりますか？

A 台風・インフルエンザ等で学校が休みになった場合、学校給食も中止となります。その場合、保存できる材料は保存し、保存できない材料については廃棄します。

給食が急に中止になった場合、食材は既に納品されていますが、できるだけ廃棄しないよう、後日の献立を変更して使用しますので、急に献立が変更になる場合があります。

Q18. 学校が休みになった場合や給食が食べられない場合の給食費はどうなりますか？

A 気象警報やインフルエンザ等の感染症が原因で急に休みになった場合は、欠食日とはなりませんので、給食費の減額（還付）はありません。

ただし、以下の場合は欠食日として給食費の減額（還付）対象になります。

①給食センター又は学校の事故・修繕等により、学校給食が実施できない場合
その期間のうち、給食予定日数を欠食日として扱います。

※食中毒（疑い含む）等による食品事故による給食中止も含まれます。

<例>

給食予定日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	○	○	○	○	○	×	×	○	○
食べられなかった期間	←—————→								
欠食日		※	※	※	※			※	

上記の場合、欠食日数は5日。保護者からの休止届の提出は不要。

②給食センター又は学校の被災等により、学校給食が実施できない場合
その期間のうち、給食予定日数を欠食日として扱います。

<例>

給食予定日	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	○	○	×	×	○	○	○	○	○
災害による休業の期間	←—————→								
欠食日		※			※	※	※	※	

上記の場合、欠食日数は5日。保護者からの休止届の提出は不要。

- ③感染症等による学級閉鎖等又は学校長の指示により、学校給食が食べられない場合
給食休止を連絡した翌日から数えて、休日を除く3日目以降の給食予定日を欠食日として扱います。

学級閉鎖の決定・連絡

<例>

給食予定日	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	○	○	×	×	○	○	○	○	○
学級閉鎖等の期間									
欠食日						※	※	※	

上記の場合、欠食日数は3日。保護者からの休止届の提出は不要。

- ④けが、病気又はその他の事由による学校給食休止届の提出により、学校給食が食べられない場合
給食休止を連絡した翌日から数えて、休日を除く3日目以降で、5日以上連続した給食予定日を欠食日として扱います。

連絡・届出

<例1>

給食予定日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○
給食休止の期間													
欠食日						※	※	※	※			※	

上記の場合、欠食日数は5日。

連絡・届出

<例2>

給食予定日	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	○	○	×	×	○	○	○	○	○
給食休止の期間									
欠食日						×	×	×	

上記の場合は、欠食日数になりません。

Q19. 苦手な食べ物があります。献立での対応はあるのですか？

- A 好き嫌いなどの食べ物の選り好みは、食育の観点からも望ましくありません。また、友達と一緒に食べることで食べられるようになることもありますので、食物アレルギーなどの特別な事情がない限り、同じ献立で提供し特別な対応は行いません。

Q20. 給食は食べ残してはいけないのですか？

- A 給食では、食べ残してはいけないということはありません。学級内で配食を工夫したり、おかわりにまわすなど、食べ残しがでないように工夫しています。また、食べ物大切さを話したり、何でも食べられるように指導しています。

Q21. 食物アレルギーへの対応はありますか？

A 給食センターでは、一部のアレルギー物質については、除去食・代替食対応を行っています。ただし、食物アレルギーの種類、程度など個人差がありますので、個別に相談させていただきます。なお、学校給食では対応できない食物アレルギーもありますので、その場合は家庭からお弁当を持ってきていただきます。

事前に食品成分を表示した詳細献立表を配布しますので、自分自身でアレルギー物質を含む献立を食べないように、保護者からお子さんに指導していただくことも必要です。

Q22. アレルギー（症状）が出てしまったときの対応はどのようなのですか？

A アレルギーの症状に応じて、各学校で定められている緊急対応マニュアルに基づいて対応されます。

Q23. 食物アレルギー等でお弁当を持参する場合、給食費はどうなりますか？

A 食物アレルギー等の理由で給食が食べられない場合、給食費はいりません。

ただし、牛乳だけが飲めない場合は牛乳代を除いた金額、牛乳のみ飲める場合は牛乳代の金額になります。

Q24. 給食の残りはどうしていますか？

A 給食の食べ残しは、計量し、生ゴミとして処理します。給食センターでは粉碎、脱水による減量化を行い、処理施設（焼却場）に運搬します。また、調理過程に発生した生ゴミについても、同様に処理します。

Q25. なぜ給食に毎日のように牛乳がつくのですか？

A 成長期の子供たちにとって必要不可欠なカルシウムを摂取するために、最も良い方法とされています。牛乳で1日に必要なカルシウムの約1/3を摂取することができます。

Q26. 給食や牛乳は持ち帰ることができますか？

A 衛生管理上、食中毒の危険がありますので、給食・牛乳の持ち帰りはできません。

Q27. 給食センターの管理、運営はどこが行うのですか？

A 給食センターの管理、運営は町が行い、調理や配送の業務は、民間事業者に委託しています。献立の作成や栄養管理は学校栄養士が行います。

Q28. 一部民間委託することで学校給食費が上がることはありませんか？

A 民間委託することで給食費が上がることはありません。

「学校給食法」で学校給食の運営に要する経費（施設管理費、人件費等）は、設置者（町）の負担となっているため、民間委託に関する経費は上郡町の負担になります。食材料費のみを学校給食費として保護者の方に負担していただきます。

Q29. どんな食器類を使っていますか？

- A 重さ、素材の安全性、扱いやすさなどを検討し、ポリエチレンナフタレート（PEN樹脂）の食器（飯椀、汁椀、仕切り皿）を使用しています。
毎回、給食センターから給食（食缶、トレー、配膳備品）と一緒に配送します。

Q30. どんな食缶を使っていますか？

- A 保温性の高い2重のステンレス製の食缶を使用します。
運搬中の安全性を考慮し、汁物・副菜用の食缶はロックが付いた蓋が開きにくい物を使用しています。
また、ご飯用の食缶は内側がテフロン加工された物を使用して洗い残しがないようにしています。

Q31. 食器や食缶は、どうやって洗っていますか？

- A 学校から回収した後、全て給食センターで洗います。
食器は、浸漬・下洗いした後に「食器洗浄機」で洗います。食缶も下洗いした後、機械で洗います。どちらもその後、洗い残しがないか確認し、乾燥させ、消毒保管します。
給食で使用する器材は全て洗浄し、消毒保管されます。

Q32. 調理などの流れはどのようなものですか？

- A 給食センターでは、午前中、食材料などの検収（受入れ検査）に始まり、下処理（野菜・果物の水洗いや肉・魚類の下味付けなど）、調理（カット・加熱・混ぜ合わせ）、配缶などを行い、給食時間に間に合うように、コンテナに載せて各学校へ配送します。
午後は、食器や食缶、コンテナを回収して、これらの洗浄・消毒や食べ残しの処理、調理場の清掃・洗浄・消毒などを行います。

Q33. 給食センターは見学できますか？

- A 小中学校の校外活動などで、調理工程が見学できるよう見学室を設けています。
また、食育の場として研修等に活用しています。

Q34. 給食について検討する会議はありますか？

- A 給食のあり方や給食センターの運営については、上郡町学校給食運営委員会で検討します。委員は、教育委員、代表校長、PTA代表、管理栄養士などの有識者で構成しています。
また、給食での問題点や毎月の献立等については、各学校の担当者が集まる学校給食担当者会で話し合います。

Q35. 給食開始までに保護者が提出しなければならない書類はありますか？

A あります。

- ①「学校給食の内容に関する連絡書」
・・・児童・生徒・保護者に関する情報を給食センターでも管理する必要がありますので、必ず提出してください。
- ②「口座振替依頼書」
・・・学校給食費を引き落としする金融機関の口座について、提出してください。
- ③「食物アレルギー対応実施申請書」
・・・「食物アレルギー等」による特別対応が必要な場合は、学校生活管理指導表や医師の診断書等を添付し、提出してください。※対応内容等は面談の上、決定します。